

## 第1章

# 発達障害者支援法と 発達障害者支援センター



発達障害のある人の支援が大きく前進した背景には、「発達障害者支援法」の成立が大きく影響しています。

ここでは、法律が成立した経緯や発達障害者支援センターの相談状況等について触れています。

# 発達障害者支援法

## 発達障害者支援法の成立の経緯

平成16年5月に発達障害者の支援の充実を図るため、超党派の衆・参両議院による「発達障害の支援を考える議員連盟」が立ち上がりました。

発達障害者の支援を総合的に実施するための発達障害者支援法を検討し、その成立に向けて尽力した結果、平成16年12月3日に参議院本会議で同法が可決成立しました。

その後、平成17年4月に施行されたことにより、発達障害者への支援が進展していきました。

また、平成28年8月には「改正発達障害者支援法」が施行されました。そこでは、①「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、②「家族なども含めたきめ細かな支援」、③「地域の身近な場所で支援が受けられる支援」の3つのポイントがあげられました。

加えて、基本理念が新設され「社会的障壁の除去」という文言が規定されました。それにより、発達障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で直面する不利益は、本人ではなく社会の責任であるという考えが明確に示されることとなりました。

### 発達障害者支援センターについて

発達障害者支援法第三章第十四条に発達障害者支援センターの設置について明記されています。都道府県・指定都市に設置義務が課せられています。また平成28年の改正では地域の実情を踏まえつつ、可能な限り身近な場所で支援が受けられるように、必要に応じて複数設置についても可能となりました。

# 発達障害について

## 発達障害者支援法が規定する発達障害とは

「発達障害者支援法（第二条第一項）」において定義されている発達障害は、以下の通りです。

－自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの－

平成28年8月に施行された改正法では、新たに「発達障害者」を「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により、日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義されました。

発達障害の原因はまだ分かっていませんが、生来性あるいは生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りをきたすような脳機能障害が存在すると考えられています。保護者の育て方や本人の努力不足が原因で起こるものではありません。

発達障害そのものが治るということはありませんが、早期から本人の特性に合った支援や環境設定、周囲の理解により、地域社会の中で自分らしく生活を送ることは十分可能になります。

【発達障害の定義】 ※厚生労働省作成資料より引用

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

ICD-10(WHO)

\*平成2年にWHOで採択。現在は平成15年に一部改正されたものを使用。令和元年5月のWHO総会で改定案(ICD-11)が承認された。

<法律>

<手帳>

(参考)DSM-5(米国精神医学会)  
\*平成25年に米国で改訂

F00-F69	統合失調症や気分(感情)障害など		精神障害者保健福祉手帳	統合失調症スペクトラム障害、抑うつ障害群など
F70-F79	知的障害<精神遅滞>	知的障害者福祉法	療育手帳	神経発達症
F80-F89	心理的発達の障害 ・広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群) ・学習能力の特異的発達障害(学習障害)など	発達障害者支援法	精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的能力障害群</li> <li>・コミュニケーション症群</li> <li>・自閉スペクトラム症</li> <li>・注意欠如・多動症</li> <li>・限局性学習症</li> <li>・運動症群</li> <li>・チック症群</li> <li>・他の神経発達症群</li> </ul>
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 ・多動性障害(注意欠陥多動性障害) その他、トゥレット症候群、吃音症 など			

# 発達障害者支援センターとは

## 発達障害者支援センターとは

発達障害児・者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。都道府県・指定都市自ら、または、都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営しています。

### 4つの役割

#### 相談支援

- 発達障害児・者とその家族、関係機関等から日常生活での様々な相談等に応じます。
- 必要に応じて、福祉制度やその利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関への紹介も行います。

#### 発達支援

- 発達障害児・者とその家族、周囲の人の発達支援に関する相談に応じ、家庭での療育方法についてアドバイスします。
- 知的発達や生活スキルに関する発達検査等を実施したり、特性に応じた療育や教育、支援の具体的な方法について支援計画の作成や助言を行ったりすることもあります。

#### 就労支援

- 就労を希望する発達障害児・者に対して、就労に関する相談に応じるとともに、労働関係機関と連携して情報提供を行います。
- 学校や就労先を訪問し、障害特性や就業適性に関する助言、作業工程や環境の調整等を行うこともあります。

#### 普及啓発 研修

- 地域住民向けの講演会を開催したり、発達障害の特性や対応方法等について解説した分かりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、公共機関や一般企業等に配布したりすることもあります。
- 関係機関の職員や行政職員等を対象に研修を行います。

### 広島県発達障害者支援センターは

開設：平成17年10月1日

所在地：広島県東広島市西条町西条414-31

委託先：社会福祉法人つつじ

# 発達障害者支援センターの現状①

## 発達障害にかかる重層的な支援体制の構築に向けて

平成17年10月より開設した広島県発達障害者支援センター（以下、センター）は、東広島市にある社会福祉法人つつじが県の委託を受け、乳幼児期から成人期の発達障害のある本人や家族、関係機関からの相談に対応しています。

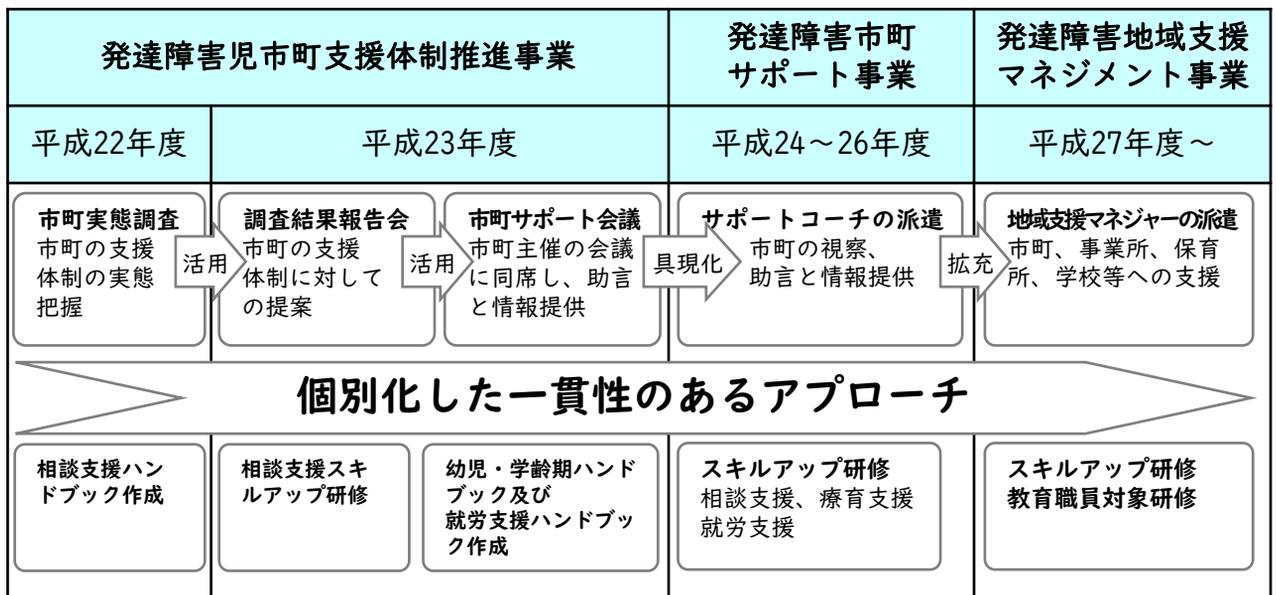
広島県では、平成28年8月1日から施行された発達障害者支援法の改正に対応するため、平成22年に作成した「広島県の発達障害児（者）支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」を見直し、「広島県発達障害児・者支援施策事業指針」を作成しました。

発達障害のある人やその家族等が、身近な地域において個別の支援が受けられるよう、市町単位で支援体制を整備することを基本に、県及びセンターが市町をフォローする体制づくりを行っています。

## 発達障害地域支援体制マネジメント事業の取組み

### これまでの流れ

※詳細はP.157を参照



# 発達障害者支援センターの現状②

## 相談者の多様化

平成17年に施行された発達障害者支援法に規定された発達障害者支援センターは、事業の開始から10年以上が経過しました。対象者については、センター開設当初は知的障害を伴う自閉症の人の相談が多くを占めましたが、現在は普通教育を経て成人期を迎えた人が大多数となっています。成人期の対象者は、全国的にも増加傾向にあります。



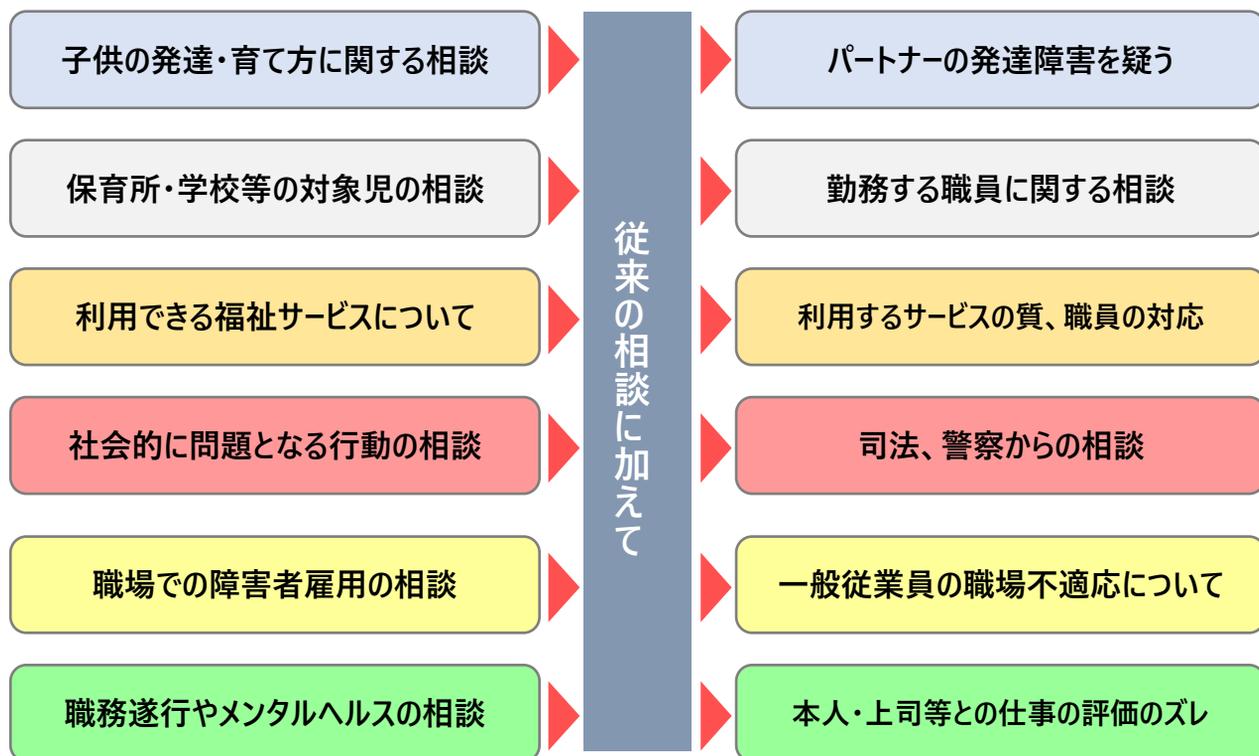
※正式名称は精神障害者保健福祉手帳

発達障害のある人の対象像が多様化した背景には、普及啓発による「発達障害」という言葉に触れる機会が増えてきたこと、マスコミやメディアが取り上げる機会が多くなってきたことがあります。それに加えて、社会や産業の構造が変化したことに伴い、生きづらさを感じる人の中に、発達障害との関連を疑う人が増えていることも要因として考えられます。

# 発達障害者支援センターの現状③

## 相談内容の複雑化

対象者が多様化したことに伴い、様々な課題の背景に発達障害を関連付ける人が増えたことで、相談内容も変化しています。問題の背景が発達障害の問題だけではないことも多く、相談内容がより複雑化している傾向にあります。



発達障害のある人は個々の特性が様々です。困難さの現れ方も幼少期から気付きを持たれることもあれば、成人になって初めて専門機関に相談される人もいます。特に近年は在学中や就業中等には支援を受けることがなかったものの、状況や環境の変化に伴って不適合が顕在化した人も少なくありません。またひきこもりやメンタルヘルス不調、社会的な問題行動をきっかけに支援を受ける過程で、発達障害に気づく人もいます。